

議事日程（第1日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第43号 北方町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第6 議案第44号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第7 議案第45号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第8 議案第46号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第9 議案第47号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第48号 北方町農業委員会の委員の定数を定める条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第49号 北方町中小企業・小規模企業振興基本条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第50号 工事請負契約の締結について（町道205号線道路改良（その3）工事）（町長提出）
- 第13 議案第51号 平成28年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについて（町長提出）
- 第14 議案第52号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）
- 第15 議案第53号 平成28年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第16 議案第54号 平成28年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第17 議案第55号 平成28年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて（町長提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

出席議員（9名）

1番 村木俊文

2番 松野由文

3番 三浦元嗣
5番 安藤哲雄
7番 鈴木浩之
10番 井野勝巳

4番 杉本真由美
6番 安藤巖
8番 安藤浩孝

欠席議員 (なし)

欠員 (9番)

説明のため出席した者の職氏名

町長	戸部哲哉	副町長	奥田克彦
教育長	名取康夫	総務課長 兼防災安全課長	奥村英人
税務課長	加藤章司	教育次長	有里弘幸
住民保険課長	臼井誠	福祉健康課長	林賢二
健康づくり担当課長	大塚誠代	都市環境課 技術調整監 兼上下水道課長	牛丸健
都市環境課長	山田潤	会計室長	堀口幸裕

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	山田彰紀
議会書記	堀創二郎		

○議長（井野勝巳君） おはようございます。

きのうはプーチン大統領が来日をされて、安倍総理と日露首脳会談が行われておるようですが、きょうはその共同声明が発表をされるというような運びのようでございます。何のことににおいても、対話がなくては始まりません、進まないんじゃないかなと思っております。本日も全員の参加をいただきまして、大変に御苦労さまでございます。ありがとうございました。

それでは、ただいまから平成28年第7回北方町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井野勝巳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番 安藤浩孝君及び1番 村木俊文君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（井野勝巳君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの7日間にいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月22日までの7日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（井野勝巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、本巢消防事務組合議会、配付物などの報告をさせます。事務局長。

○議会事務局長（安藤ひとみ君） 9月定例会以後の報告をさせていただきます。

9月21日、10月19日、11月16日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、上水道事業会計、組合会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

行政監査の結果についてであります。

10月26日、研修と契約についての監査で、研修についての事務は適正に行われ、研修目的は明

確になっているか、能力に応じた研修で効率的かつ計画的に執行されているか、契約については、事務の執行体制は合理的に確立され、契約の方法及び手続は適正に行われているかなどを主眼に監査が行われました。

監査の結果、おおむね適正に行われているものと認められたが、契約係を通さずに直接担当課で契約しているものについては、引き続き監査を実施したいとの報告が提出されました。

随時監査の結果についてであります。

11月10日、社会福祉協議会について、運営委託事業の事務は適正に行われているか、委託事業の活動は十分に行われているかなどを主眼に監査が行われました。

監査の結果、おおむね適正に執行されており、施設も確認し、経費節減に十分努めていることを確認した。財政援助団体等監査の際に、補助金と委託金の確認をするとの報告が提出されました。

次に、本巢消防事務組合についてであります。

10月27日、第2回本巢消防事務組合議会定例会が開催されました。

議案第8号 行政手続条例の制定、議案第9号 行政不服審査会条例の制定、議案第10号 議会議員等報酬・費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号 財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第14号 高規格救急自動車特殊艤装及び救急資器材売買契約の締結、議案第15号 平成28年度一般会計補正予算（第1号）、議案第16号 平成27年度一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入7億7,875万4,645円、歳出7億5,704万5,086円、差し引き2,170万9,559円は、平成28年度へ繰り越しされました。

議案は原案のとおり可決・認定されました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

10月12日、第67回定期総会がグランヴェール岐山で開催されました。自治功労者表彰、会務の報告などと国・県に対する提言事項の協議がありました。総会終了後に正副議長研修会が行われ、「地方創生で議会が果たすべき役割」と題し、田口一博氏による講演が行われました。

11月9日、第60回町村議会議長全国大会が東京NHKホールで開催され、地方創生のさらなる推進を期するなど17項目の決議と、「究極のチームワーク・リーダーシップ」と題し、シンクロスイマー 武田美穂氏による特別講演が行われました。

12月2日、第3回評議員会がふれあい福寿会館で開催されました。平成29年度岐阜県町村議会議長会の事業などについて説明があり、了承し、今年度の提言に対する要請活動などについても報告がありました。

続いて、配付物の関係であります。

岐阜県建設技術協会からの要望書、木材の利用推進に関する要望書、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現

行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める請願、それぞれの写しを配付しておきました。

以上、報告をいたしました会議などの資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思えます。

○議長（井野勝巳君） ただいま報告がありました中で、議会運営委員会で決まりました「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める請願を厚生都市常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める請願を厚生都市常任委員会に付託することに決定をいたしました。

続いて、議員派遣の結果を報告いたします。

1件目は、10月6日、7日の2日間、全国市町村国際文化研修所主催の町村議会議員特別セミナーに三浦議員が参加をされました。

三浦議員からの報告を求めます。

三浦元嗣君。

○3番（三浦元嗣君） 先般、研修費をいただきまして、町村議会議員特別セミナー、10月6日から7日までJ I AMの全国市町村国際文化研修所のほうで行われました、研修テーマ「町づくり、地域づくりの取り組みと町村議会議員の役割」、こういったテーマで行われた研修に参加してまいりました。

その内容について御報告申し上げます。

この講習では、3つの講義が行われました。

最初の講義は、「住民自治と観光戦略」と題しまして、ニセコ町長の片山氏による「情報共有と住民参加の町づくり」という題での講演でした。

ニセコ町は、住民自治が機能する民主主義のまちづくりを推進しています。その前提となるものが徹底した情報公開です。これは、現在の町長の片山さんから2代前の町長、逢坂誠二さんが1994年に町長に就任されたところから始まっています。

町民の皆さんの税金で町の公共課題を解決することが自治体の役割です。そうであれば、たとえ1円のお金であっても、包み隠さずその全てを主権者である住民の皆さんに説明する説明責任がそもそも自治体にはあるということです。逢坂さんが最初に行われた幾つかの事業の中で、予算説明書、この冊子ですけれども、「もっと知りたいことしの仕事」という題名でこんな冊子を発行されております。200ページを超える冊子です。そして、これは町内の全戸に配付されていますので、全ての町民の皆さんにこれをお知らせしています。この内容は、ここにありますように、たとえ1円たりとも説明をする責任があるということで、予算に関し詳細に説明されていま

す。この冊子では予算の目的、主な支出項目、財源が記されており、町民の皆さんがその予算が自分の生活とどのように関係しており、そのためにはどれほどの負担を求められているのか一目でわかるようになっています。

さらに、徹底した情報公開という点では、メモ書き、受け付け印を押していない文書、回覧していない文書でも全て公開対象とし、町内部の会議も公開対象としています。住民とともに行うまちづくりと多くの方が口にします。しかし、町民が、町長、職員、議員と同じ情報を共有していなければ、積極的な意見を述べることはできません。次年度予算編成説明会、次年度事業計画各課とのヒアリング、次年度予算編成各課ヒアリングの傍聴も行われ、政策の立案過程の全てが町民に公開されているということです。大変感銘を受けました。

ほかにもありますが、以下についてはちょっと省略させていただきます。文書のほうでぜひ見ていただきたいと思います。

講義の2つ目は、「町村エリアにおける今後の観光の役割と可能性について」、じゃらんリサーチセンターセンター長の沢登次彦氏の講演でした。

これは、じゃらんリサーチセンターが収集した宿泊旅行に関するデータのまとめとして、下記の5項目について報告されました。ただし、宿泊を伴う観光に絞った調査で、日帰り旅行は含んでいません。

この特徴の中で特にびっくりしたのは、最近一人旅が増加し、自分の趣味のために旅行がふえているということ。そして、次の点なのですが、SNSのネタ探し、インスタグラムへの発信を目的とした旅行がふえている、こういった特徴が述べられています。したがって、旅行先まで目的が曖昧で、旅行先に行ってから、そこで何を見るかという目的を決めたり、あるいは何を食べるかということもそこで考えているそうです。その辺が最近の観光旅行の特徴だというふうにおっしゃっておりました。

今後の観光戦略として、地域の稼ぐ力を引き出すため、DMOが必要であることも最後に述べられております。

講義の3つ目ですが、「地域創生 成功の方程式はあるのか?」ということで、東京農業大学生物産業学部の木村俊昭氏が講演されました。

木村氏は、小樽の観光をプロデュースされ、現場重視の視点を持ち、地場産業の振興、特にものづくり職人活動、産業クラスター形成や地域ブランド化を推進してこられた方です。この方は小樽市で長く勤め、その後、2006年からは内閣官房・内閣府企画官、2009年からは農林水産省大臣官房企画官を歴任、主に基幹産業の6次産業化、地域ビジネスの創発、地域と大学の連携による人材養成と定着に取り組み、現在は東京農業大学の教授をされています。

講演の内容は非常に特徴的な講演で、まるで「木村俊昭物語」といった感じで、木村さんの少年期、大学時代、小樽市職員時代について語られ、その中でどのようにまちおこしにかかわったかをお話しされました。

特に教訓とすべきことは、現場重視の考え方で、小樽市の観光産業を活性化するため、最初に

取り組んだのは現状分析で、小樽市内のすし屋134軒全てを回ってすしを食べ、お客の観察や、店の主人から聞き取り調査を行ったことです。その後、大学と連携し、87項目のチェックリストをつくり、それに基づいて分析し、具体的にこういうサービスが必要ではないかと提案されました。

また、次の項目については少し省略させていただきますが、小樽観光では誰もが一度は立ち寄る北一硝子で、観光客は、お土産としてガラス製品を購入しています。小樽にはもともと浮き球をつくるガラス産業がありました。しかし、切り子の技術はありませんでした。その職人を東京から迎えて、観光産業の一つとして発展させられました。

まとめとして述べられた中で、地域活性化成功の方法は、広く意見を聞き、現状を把握することが大切であり、「うちの町には何もない」と嘆くのではなく、産業と歴史・文化を徹底して掘り起こすことが大切であると述べられました。

商店街の発展、工場誘致、6次産業化など、町の活性化策を個別に行うのではなく、それぞれのつながりを考えた計画が必要で、「個別最適化」の政策では、その町ならではの特徴が出てこない、他と同じことで競争するやり方では未来はない、このようにおっしゃって、他の市町村と異なるその町の特徴を出した政策が望まれているというふうにまとめられています。

最後に、なぜ農業かという問いに対して、工業製品はほとんど供給過剰となっているが、農業は需要に比べて圧倒的に供給が不足している分野であり、本当においしく、安全な食べ物は輸入によっては得られないので、その地域で食べられている地域性のある農産物に力を注ぐべきであるとまとめられました。

以上で、研修の報告を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（井野勝巳君） 2件目は、10月25日に、岐阜県町村議会議長会主催の町村議会広報研修会に、議会だより編集委員2名と議会事務局職員1名が参加をされました。

議会だより編集委員長の報告を求めます。

議会だより編集委員長 鈴木浩之君。

○議会だより編集委員長（鈴木浩之君） それでは、議長の命によりまして、議員研修報告を行わせていただきます。

去る平成28年10月25日に、議会だより編集委員の私、鈴木浩之と安藤巖2名と議会事務局書記山田彰紀1名で議会広報の研修を受けましたので、研修の概要を次のとおり御報告いたします。

研修の場所でございますが、東京都千代田区、シェーンバッハ・サボーという場所で行いました。

研修の概要といたしましては、3名の講師によりそれぞれ70分ずつの講義を受けてまいりました。

1点目といたしましては、「分かりやすく、伝わる広報誌の表記」というテーマで、伝わる文章の書き方の講師として、企業研修やセミナー等で活躍している赤羽博之氏により、広報紙の読まれ方、伝わる文章を書く3つのマナーについて講義を受けました。

続いて、2人目の講師には、テーマといたしまして「読まれて、伝わる議会広報誌」、「月刊総務」の編集長である豊田健一氏により、ドロッカーに学ぶ10項目のキーワードについて講義を受けました。

3つ目は、「広報コンクール紙面クリニック」というテーマに基づき、議会広報サポーターの芳野政明氏により、町村議会広報コンクール優秀賞受賞の岩手県金ケ崎町と山形県川西町の議会広報クリニックが行われ、編集の進め方を学びました。

なお、資料等詳細につきましては事務局に保管をしてありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上、議員研修報告を終わります。

○議長（井野勝巳君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（井野勝巳君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） おはようございます。

私からは、行政報告として1点報告をさせていただきます。

過ぐる10月21日の午後3時から、平成28年度第2回岐阜地域児童発達支援センター組合議会の定例会が岐阜市役所の低層部4階全員協議会室で開催をされました。

まず最初に、議長選挙が行われました。これは例年ではありますが、岐阜市議会議長が交代したことによりまして、新しい議長選任の必要が出てきたことによるものであります。慣例によりまして、岐阜市議会の杉山利夫議長が竹市前岐阜市議会議長に引き続いて、指名推選で議長に選任をされました。

その後、続いて議案審議が行われました。提出されました議案第3号は、平成27年度岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

内容は、歳入総額が1億703万6,427円に対して、歳出総額は1億65万7,333円となっております。したがって、歳入歳出の差引残高は637万9,094円で、その全額を翌年度へ繰り越しとされております。また、予算現額に対します執行率は85.32%で、1,731万667円の不用額となっております。

審議の結果は、全会一致で可決されたところであります。

また、年度末の基金残高は、昨年より1,153万2,000円増の4,554万5,000円という報告がありました。

なお、本町の当組合への負担金は、人口割が30万9,000円、利用者数割が延べ38人分で185万円となり、合計で215万9,000円となっております。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（井野勝巳君） これで行政報告を終わります。

日程第5 議案第43号から日程第17 議案第55号まで

○議長（井野勝巳君） 日程第5、議案第43号から日程第17、議案第55号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（戸部哲哉君） 今回、本会議に提案し御審議をお願いする議案は、条例の改正に関する案件が7件、工事請負契約が1件、平成28年度の補正予算に関する案件が5件の合計13件であります。

それでは、ただいまより今定例会への提出議案第43号から議案第55号まで、順次概要を簡潔に説明させていただきます。

まず、議案第43号であります。北方町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例を制定しようとするものでありますが、本条例一部の条ずれが生じるため、修正するための改正及び文言の改正をお願いするものであります。

続きまして、議案第44号であります。北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

学校教育法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例を制定しようとするもので、第8条の3第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学校部」を加えるものであります。

続きまして、議案第45号であります。北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

平成28年の人事院勧告に鑑み、民間給与との格差を解消するために公務員給与を平均で0.2%引き上げるもので、給料表で400円の引き上げを基本に改定し、初任給についても民間との格差を踏まえて1,500円の引き上げ、若年層についても同程度引き上げられます。期末・勤勉手当につきましては、民間の支給状況を踏まえ、年間の支給月数4.2カ月分から4.3カ月分に引き上げ、勤勉手当に配分されます。したがって、当町におきましても、職員の給与制度は国に準ずることを基本とした上で給料表の引き上げを行い、期末・勤勉手当についても、民間の支給割合に見合うよう改正するものであります。

続きまして、議案第46号であります。北方町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

所得税法の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例を制定しようとするものであります。また、本条例の追加に伴い条ずれが生じますので、これを修正

するための改正、「附則第19条の5」を「附則第19条の6」に、「施行令第2条の4第5項」を「施行令第2条の4第8項」に改めるものであります。

続きまして、議案第47号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

議案第46号と同様の理由によりまして、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第48号であります。北方町農業委員会の委員の定数を定める条例制定についてであります。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会の委員の定数を定めるために、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第49号であります。北方町中小企業・小規模企業振興基本条例制定についてであります。

中小企業・小規模企業が厳しい状況にある中、中小企業の成長や小規模企業の持続的な発展について関係機関と連携して支援していく必要があるために、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第50号 工事請負契約の締結について（町道205号線道路改良（その3）工事）であります。

お手元に配付をさせていただきましたとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び北方町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして議決をお願いするものであります。

契約の目的につきましては、町道205号線の改良工事（その3）であります。契約の方法は、一般競争入札を採用し、総合評価落札方式といたしました。契約の金額は6,048万円であります。工期につきましては、本契約の締結の日から平成29年10月20日までといたしております。契約の相手方は、岐阜県本巣郡北方町栄町2丁目23番地、株式会社堀部工務店北方営業所、所長 安藤博茂と契約するものであります。

続きまして、議案第51号であります。平成28年度北方町一般会計補正予算（第4号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億662万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億6,901万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、款13国庫支出金、項2国庫補助金で臨時福祉給付金事業費4,950万円と事務費補助金が488万円、合計で5,438万円。

続いて、款14県支出金、項2県補助金の福祉医療費補助金902万2,000円と児童福祉費補助金が103万7,000円であります。

続いて、款17繰入金、目4公共用地取得基金繰入金が6億円。

そして、款18繰越金1億4,171万5,000円が主な歳入であります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

款2総務費、公有財産購入費用は公共用地取得のための費用、高齢者ふれあい健康センター分が3,133万9,000円、保健センター分が1,300万円で合計が4,433万9,000円であります。

続いて、款3民生費、項4福祉医療費の重度心身障害者医療費助成金として1,990万円。

項17臨時福祉給付金事業費の経済対策分として5,438万円であります。事業が29年度にまたがりますため、平成28年度北方町一般会計補正予算書（第4号）第2表のとおり、地方自治法第213条第1項の規定によりまして繰り越して使用をいたします。

続きまして、款8土木費では、目1都市計画総務費、南東部開発事業特別会計繰出金として6億円、目2土地区画整理費、高屋西部土地区画整理事業負担金として675万円であります。また、給料の改定に伴いまして、給与関係費全体で1,090万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第52号 平成28年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億9,368万5,000円とするものでございます。

その内容は、職員2名分の給料の引き上げに要する費用であります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金をもってしたいと思っております。

議案第53号であります。北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万6,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,827万円とするものでございます。

その内容は、後期高齢者医療広域連合納付金、保険料等の負担金であります。

歳入につきましては、保険基盤安定からの繰り入れとなります。

続きまして、議案第54号 平成28年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264万9,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,055万1,000円とするものであります。

歳出の内容は、款1総務費で給与改定に関するものが50万円、目2処理場管理費の薬品費が109万6,000円、汚泥運搬手数料が124万4,000円、委託料が176万8,000円の合計で410万8,000円あります。

次に、款2下水道費、項1公共下水道費では、設計委託料、処理場耐震診断委託料で410万8,000円の減額、工事請負費が214万9,000円あります。

対しまして歳入は、一般会計からの繰り入れ50万円、下水道事業債214万9,000円あります。

続きまして、議案第55号 平成28年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてであります。

南東部開発事業債11億3,350万円のうち6億6,350万円を一般会計から繰り入れることといたし

ましたので、平成28年度北方町南東部開発事業特別会計補正予算書（第1号）第2表のとおり地方債の変更をお願いするものであります。

以上、提案をさせていただきました事案をどうぞ十分な御審議をいただきまして、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（井野勝巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件につきましては、本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことといたします。

○議長（井野勝巳君） お諮りをいたします。議案調査のため、明日12月17日から20日までの4日間を休会することとし、本日はこれで散会をいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（井野勝巳君） 御異議なしと認めます。したがって、明日12月17日から20日までの4日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定をいたします。

第2日は21日午前9時30分から本会議を開くことといたします。

本日はこれで散会をいたします。大変御苦労さまでございました。

散会 午前10時11分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年12月16日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

